

# 公 募 公 告

次のとおり公募に付する。

令和6年4月22日

支出負担行為担当官  
沖縄県警察会計担当官  
沖縄県警察本部長 鎌谷 陽之

## 1 公募に付する事項

本業務は、警察施設新築工事監理業務であり、下記「2. 公募に参加する者に必要な資格等に関する事項」の要件を満たし、本業務の実施を希望する者がいるか否かを確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請するものである。

なお、公募の結果、応募要件を満たすと認められる申込者が2者以上あった場合は競争入札を行うものとし、1者のみの場合には、随意契約を行うことを予定している。

## 2 公募に参加する者に必要な資格等に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たしている有資格業者であること。

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条に基づく一級建築士事務所の登録を受けている者であって、「令和5・6年度内閣府競争入札参加資格（地質調査・建設コンサルタント）」において、「建築関係建設コンサルタント業務」として登録されている者。
- (3) 会社更生法に基づき更正手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 公告日までの間に、国又は地方公共団体と過去に以下の要件を満たす業務を契約し、かつ誠実に履行した実績があること。
  - ア 建築物用途：体育施設、武道場、スポーツジム等のいずれかに類する建築物
  - イ 主たる構造：ケーブルを用いた構造形式で、鉄筋コンクリート造、鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造のいずれか
  - ウ 延べ面積：12,000㎡以上
  - エ 業務内容：建築設計業務又は建築工事監理業務
- (5) 次に掲げる要件を満たす管理技術者及び各主任担当技術者を本業務に配置できること。
  - ア 管理技術者については、建築士法（昭和25年法律第202号）に基づく一級建築士の資格を有する者。
  - イ 総合主任担当技術者については、建築士法（昭和25年法律第202号）に基づく、一級建築士の資格を有する者又は同等以上の実務経験を有する者。
  - ウ 構造主任担当技術者については、建築士法（昭和25年法律第202号）に基づく、一級建築士若しくは構造設計一級建築士の資格を有する者。
  - エ 電気及び機械主任担当技術者については、建築士法（昭和25年法律第202号）に基づく建築設備士若しくは建築設備士に準ずる資格を有する者。
  - オ 管理技術者及び各主任担当技術者にあつては、直接的かつ恒常的な雇用関係（申請日以前に3ヶ月以上の雇用）があること。ただし、構造、電気、機械主任担当技術者については、建築工事監理業務委託契約書第7条第2項による発注者の承諾を得た場合はこの限りでない。
- (6) 入札参加資格確認申請期限日から当該工事の開札日までの間において、他の契約担当官の指名停止措置を受けていないこと。
- (7) 本案件に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
  - ア 資本関係  
以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更正会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- (ア) 親会社と子会社の関係にある場合
  - (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
- イ 人的関係
- 次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更正会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。
- (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。
  - (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合。
- ウ その他、選定の適正さが阻害されると認められる場合。
- (8) 次の各号のいずれにも該当しない者
- ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
  - イ 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
  - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
  - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
  - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
  - カ その他、選定の適正さが阻害されると認められる場合。
- (9) 沖縄県警察が必要とする秘密の保全に関し、保全設備・規則の整備、秘密保全に関する教育、保管管理及び方法、情報セキュリティ、営業方針等の項目について、適正に履行できる者であること。

### 3 手続等

#### (1) 申込要領

本公募案件に参加を希望する者は、公募説明書附属の所定の様式（参加意思確認書等）にて参加申込みを行うこと。

公募説明書は、下記(4)の担当部署において、公告日から令和6年5月13日（土曜日、日曜日、休日を除く。）の午前9時30分から午後5時30分までの間、交付する。

#### (2) 参加意思確認書等の提出

令和6年5月14日の午後5時30分までに、下記(4)の担当部署に提出すること。

郵送の場合は書留郵便とし、上記提出期限までに必着のこと。

#### (3) 公募参加者は、沖縄県警察が求める説明及び文書の提出に、速やかに対応すること。

#### (4) 担当部署

〒900-0021 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号

沖縄県警察本部警務部会計課営繕係

電話番号 098-862-0110（内線2281）

### 4 参加意思確認書等の無効

本公告に示した公募に参加する者に必要な資格のない者の参加意思確認書等は、無効とする。

### 5 その他

#### (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

#### (2) 契約書作成の要否

契約の締結にあつては、契約書を作成するものとする。

# 公 募 説 明 書

[警察施設新築工事監理業務]

沖 縄 県 警 察 本 部

## 項目及び構成

- 1 公募に付する事項
- 2 業務概要
- 3 参加資格
- 4 参加申込要領
- 5 参加申込者の義務
- 6 参加意思確認書等の提出
- 7 仕様書等の交付
- 8 その他

別紙－1 参加意思確認書

別紙－2 秘密保持誓約書（代表者用）

別紙－3 秘密保持誓約書（担当者用）

別紙－4 秘密保全に関する資料

別紙－5 参加資格確認書

別紙－6 暴力団排除に関する誓約事項

別紙－7 秘密の保全に関する特約条項

別紙－8 建築工事監理業務委託契約書（案）

## 1 公募に付する事項

本業務は、警察施設新築工事監理業務であり、下記参加資格を満たし、本業務の実施を希望する者がいるか否かを確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請するものである。

## 2 業務概要

- (1) 業務名 警察施設新築工事監理業務
- (2) 履行場所 沖縄県うるま市石川山城福地原1563番6、1536番108
- (3) 履行期間 契約締結の翌日から令和8年7月31日まで

## 3 参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている有資格業者であること。

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条に基づく一級建築士事務所の登録を受けている者であって、「令和5・6年度内閣府競争入札参加資格（地質調査・建設コンサルタント）」において、「建築関係建設コンサルタント業務」として登録されている者。
- (3) 会社更生法に基づき更正手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 公告日までの間に、国又は地方公共団体と過去に以下の要件を満たす業務を契約し、かつ誠実に履行した実績があること。
  - ア 建築物用途：体育施設、武道場、スポーツジム等のいずれかに類する建築物のいずれかに類する建築物
  - イ 主たる構造：ケーブルを用いた構造形式で、鉄筋コンクリート造、鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造のいずれか
  - ウ 延べ面積：12,000㎡以上
  - エ 業務内容：建築設計業務又は建築工事監理業務
- (5) 次に掲げる要件を満たす管理技術者及び各主任担当技術者を本業務に配置できること。
  - ア 管理技術者については、建築士法（昭和25年法律第202号）に基づく一級建築士の資格を有する者。
  - イ 総合主任担当技術者については、建築士法（昭和25年法律第202号）に基づく、一級建築士の資格を有する者又は同等以上の実務経験を有する者。
  - ウ 構造主任担当技術者については、建築士法（昭和25年法律第202号）に基づく、一級建築士若しくは構造設計一級建築士の資格を有する者。
  - エ 電気及び機械主任担当技術者については、建築士法（昭和25年法律第202号）に基づく建築設備士若しくは建築設備士に準ずる資格を有する者。
  - オ 管理技術者及び各主任担当技術者にあつては、直接かつ恒常的な雇用関係（申請日以前に3ヶ月以上の雇用）があること。ただし、構造、電気、機械主任担当技術者については、建築工事監理業務委託契約書第7条第2項による発注者の承諾を得た場合はこの限りでない。
- (6) 入札参加資格確認申請期限日から当該工事の開札日までの間において、他の契約担当官の指名停止措置を受けていないこと。
- (7) 本案件に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
  - ア 資本関係  
以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更正会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。
    - (ア) 親会社と子会社の関係にある場合
    - (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

#### イ 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(7)については、会社の一方が更正会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合。

ウ その他、選定の適正さが阻害されると認められる場合。

#### (8) 次の各号のいずれにも該当しない者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

イ 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

カ その他、選定の適正さが阻害されると認められる場合。

#### (9) 沖縄県警察が必要とする秘密の保全に関し、保全設備・規則の整備、秘密保全に関する教育、保管管理及び方法、情報セキュリティ、営業方針等の項目について、適正に履行できる者であること。

### 4 参加申込要領

#### (1) 参加申込者に要求される事項

ア この公募に参加を希望する者は、公告文、公募説明書及び警察施設新築工事監理業務契約書（案）を熟読の上、申し込まなければならない。この場合において、公募説明書等について疑義があるときは関係職員の説明を求めることができる。

ただし、参加申込締切後はこれらの不明を理由として異議を申し立てることはできない。

イ この公募に参加を希望する者は、公募説明書附属の所定の様式（別紙1～6、別添様式1～3）及び付帯資料を作成し、提出すること。

ウ 本件公告に示した公募に参加資格のない者、提出資料等に虚偽の記載をした者及び下記5の参加申込者の義務を守れなかった者は、参加を無効とする。

エ 資料等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

オ 提出された書類を公募参加資格の確認以外の用途で、提出者に無断で使用することはない。

カ 提出された書類は返却しない。

キ 提出された書類の差し替え及び再提出は認めない。

#### (2) 暴力団排除に関する誓約事項

公募参加者は、参加意思確認書の提出をもって、「暴力団排除に関する誓約事項（別紙－6）」に誓約したものとする。また、虚偽の誓約若しくは誓約に反することとなったときは、当該者の申込みを無効とする。

### 5 参加申込者の義務

#### (1) 交付された仕様書等を複製してはならず、返却しなければならない。また、本公募手続

以外の目的で使用してはならない。

- (2) この公募の参加にあたり、沖縄県警察が提供した情報及び仕様書等一切の書類並びにこれらに基づいて参加者が作成した文書等について、第三者に開示・漏洩してはならない。
- (3) 沖縄県警察が求める説明及び文書の提出の要求に対して速やかに対応すること。

## 6 参加意思確認書等の提出

- (1) 提出期限  
令和6年5月14日 午後5時30分
- (2) 提出場所  
〒900-0021 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号  
沖縄県警察本部警務部会計課営繕係  
TEL 098-862-0110（内線2281）
- (3) 提出方法  
持参又は郵送（書留郵便）により提出し、提出期限までに必着とする。
- (4) 提出部数  
1部

## 7 仕様書等の交付

- (1) 交付期間  
参加意思確認書等審査結果の通知日から令和6年5月17日（土曜日、日曜日、休日を除く。）の午前9時30分から午後5時30分までの間
- (2) 交付場所  
上記6(2)の場所と同じ。
- (3) 交付方法  
参加意思確認書等により、必要とする参加資格を満たすことが確認できた者に対して、仕様書等を直接交付する。なお、参加意思確認書等の審査結果を令和6年5月17日までに通知する。

## 8 その他

- (1) 本業務の契約相手方となった者は、参加意思確認書等に記載した配置予定技術者を当該業務に配置すること。
- (2) 参加意思確認書等に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要綱に基づく指名停止を行うことがある。
- (3) 応募要件を満たすと認められる申込み者が2者以上あった場合は競争入札を行うものとし、1者のみの場合には、随意契約を行うことを予定している。